

<h1>岡山県公報</h1>	発行 岡山県	
目次	担当課（室）	目次
<p>○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>【条 例】</p> <p>○ 公布した条例の解説</p> <p>【解 説】</p>	畜産課 総務学事課	
		担当課（室）

平成30年5月18日 岡山県公報 号外

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号中ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからへまでとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正に鑑み、家畜伝染病予防法に基づく馬の馬伝染性貧血の検査に係る手数料を廃止する等所要の改正を行ったものである。